

1. 授業料免除申請について

Q1	授業料免除手続きはどのように行えばよいですか？
Q1	本学ホームページに授業料免除申請の流れを掲載しております。 「学部日本人等学生」「私費外国人留学生」「日本人等大学院生(私費外国人留学生を除く)」の3つのページがございますので自身の該当するページをご参照ください。
Q2	前期分・後期分同時申請をした後、後期分も継続して免除を受けるためには再度の申請が必要ですか？
A2	不要です。ただし、前期申請時（4月1日）と後期申請時（10月1日）で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じた場合は、後期分申請期間内に「後期変更申請」で変更内容を申告する必要があります。
Q3	前期分・後期分同時申請をした後、前期申請時（4月1日）と後期申請時（10月1日）で世帯状況・修学状況・家計状況等に変更が生じ、「後期分」申請をする場合、再度すべての書類の提出が必要ですか？
A3	すべて提出する必要はありません。授業料免除学生申込システムで後期変更申請を行い、変更した内容に関する書類のみ提出してください。
Q4	入学金・授業料を納入したが、入学金免除・授業料免除の申請をすることは可能ですか？
A4	入学金・授業料を納入した場合は申請することはできません。
Q5	授業料免除の申請書類はどうすれば入手できますか？
A5	様式 1-①～3 は授業料免除学生申込システムからプリントアウトしてください。 別紙 1～6 は名古屋大学ホームページにアクセスして、プリントアウトしてください。
Q6	申請の受付期間に必要な書類が間に合いません。
A6	必ずしもすべての書類を申請時に提出する必要はありませんが、授業料免除学生申込システムから印刷する【様式 1-①～3】は必ず受付期間内に提出する必要があります。提出がなければ、申請を受け付けることはできません。 その他申請時に間に合わない書類は、提出予定日を記載したメモ等を同封してください。
Q7	留学、実習等により受付期間中に申請ができません。
A7	やむを得ない事情により受付期間中に申請できない場合は、授業料免除学生申込システム受付終了までに学生支援課に申し出てください。授業料免除学生申込システム受付期間後の申し出は受け付けません。

よくある質問

Q8	前年度の様式を使用して提出してもよいですか？
A8	昨年度の様式の申請書類は一切受け付けません。
Q9	申請しましたが、取り下げたいです。
A9	授業料免除学生システム申請受付期間中は、授業料免除学生申込システムのトップメニュー「免除申請の取消」より申請の取り下げを行うか、申請書類の提出を行わないでください。 授業料免除学生申込システム申請受付期間終了後、書類を提出した場合は、本学授業料免除ホームページ＞申請書類内に掲載されている「免除申請取り下げフォーム」より手続きを行ってください。
Q10	家計基準を満たしているのかわかりません。家計基準を満たしていないと申請できませんか？
A10	「2023 年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の I.概要 6.収入上限額の目安」に家計基準が記載されていますので、参照してください。ただし、この家計基準はあくまで目安ですので、基準を超えていても申請することは可能です。
Q11	家計支持者とは誰のことを指しますか？
A11	申請身分によって異なりますが、「一般」の方の家計支持者は原則父と母両方を指します。ただし、父母以外の方が家計を支えている場合は、その方が家計支持者となります。「一般」以外の方の家計支持者については「2023 年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の II.授業料免除学生申込システム 4.基本情報入力」を確認してください。
Q12	他の授業料免除制度(次世代リサーチャー・融合フロンティアフェローシップ・卓越大学院プログラム・日本学術振興会特別研究員等)の対象となっておりますが、何か手続きを行う必要がありますか？
A12	それぞれの制度により異なります。 ・次世代リサーチャー・融合フロンティアフェローシップ・卓越大学院プログラム →博士課程教育推進機構 ・日本学術振興会特別研究員 →研究協力部研究事業課外部資金第一グループ までお問い合わせください。 なお、日本学術振興会特別研究員は 2023 年度より必ず本授業料免除申請を行う必要がありますのでご注意ください。

2. 入学料免除(徴収猶予)について

Q13	入学料免除手続きはどのように行えばよいですか？
A13	本学ホームページに入学料免除(徴収猶予)申請の流れを掲載しております。 入学料免除(徴収猶予)申請は授業料免除申請も兼ねており、入学後別途授業料免除申請の手続きを行う必要

よくある質問

	があるため注意してください。 詳しくは日本人等学部学生・日本人等大学院学生・私費外国人留学生のうち該当するページをご参照ください。
Q14	入学料徴収猶予申請のみを行うことはできますか？
A14	入学料免除・徴収猶予申請書の申請区分の項目で、「③徴収猶予」を選択することで徴収猶予申請のみ行うことが可能です。 なお、徴収猶予申請のみを行った場合でも授業料免除申請を兼ねているため、授業料免除申請手続きを行う必要があります。
Q15	入学料免除(徴収猶予)申請は授業料免除申請を兼ねているとのことですが、入学料免除(徴収猶予)申請のみを行うことはできますか？
A15	原則授業料免除申請者としても取り扱いますが、入学料免除(徴収猶予)申請のみを希望する場合は学生支援課まで申し出てください。

3. 名古屋大学授業料免除学生申込システム（以下免除システム）について

Q1	免除システムって何ですか？
A1	2022 年度から始まった 名古屋大学独自の 授業料免除申込システムです。(高等教育修学支援新制度の授業料減免とは異なります) 申請者がシステムに入力することにより、一部の申請書類作成が簡易になります。また、それぞれの申請者に応じた必要書類が表示されるため申請書類の確認が容易となります。
Q2	免除システムを使用できるのはだれですか？
A2	大学院学生、学部私費外国人留学生、2019 年度以前入学者の日本人等学部学生です。 2020 年度以降入学の日本人等学部学生は、原則、本システムを利用しませんのでご注意ください。 なお、2020 年度以降入学の日本人等学部学生のうち、2023 年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の 申請資格に該当する場合 は本システムを利用する可能性がありますので申請期間内に学生支援課へお問い合わせください。
Q3	免除システムはどうやって使いますか？
A3	「2023 年度名古屋大学入学料（徴収猶予）・授業料免除申請要領の II.授業料免除学生申込システム」に使用方法を掲載していますので、熟読して使用してください。入力途中で不明点がありましたら、学生支援課へお問い合わせください。
Q4	免除システムは家（帰省先）から入力できますか？

よくある質問

A4	家（帰省先）から入力することはできません。本システムは原則学内通信環境での動作のみを保証しております。 母国や実家などへの帰省、旅行の予定がある方は申請期間を逃さないよう注意してください。 大学院生の場合、「VPN サービス」を利用することで学外からもシステムを利用できます。 その他やむをえない事情がある場合は、学生支援課に申し出てください。
Q5	免除システムにログインできません
A5	免除システムの利用には機構アカウントの認証が必要です。 2段階認証を求められますので、機構アカウントの認証設定を行った端末等で認証してください。 認証端末の変更・紛失等により認証ができなくなってしまった場合は、機構アカウントヘルプページの「多要素認証」を参考にしてください。その他の免除システムについては学生支援課へお問い合わせください。
Q6	免除システムを使用せず、書類だけで「授業料免除」申請はできますか？
A6	原則できません。免除システムの手続きが必要です。

4. 独立生計申請について

Q1	独立生計者として申請する条件は何ですか？
A1	独立生計者として申請するためには<u>以下1～4のすべての条件を満たしている証明が必要です。</u> 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得の証明書が発行される者 - 以下A～Cのいずれかに該当することが要件です。 - 本人（配偶者含む）に年間103万円を超える収入（給与収入又は所得）があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行される。※この収入に各種借入（貸与奨学金含む）は該当しません。 - 本人（配偶者含む）に、今年度給与収入（例：給付奨学金（年額）、アルバイト等も含めた総額）又は所得が103万円を超える見込みである。※この収入に各種借入（貸与奨学金含む）は該当しません。 - 本人が本学へ入学のために退職し（休職等）し無収入になった者で、就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が103万円を超えている。 所得税法上及び社会保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない者 - 自分の保険証の世帯主は自分自身であり、住所は父母等（配偶者を除く）と異なることが要件です。 父母等（配偶者を除く）と別居している者（住所が異なることが要件） - 住民票上も別であることが要件です。 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者 - 自分自身（及び配偶者）が生活する上で必要な費用全てを、自分自身（及び配偶者）が支払っていることを指します。 - 一人暮らしの場合、賃貸契約書の契約者（借主）は自分名義であることが要件です。家賃の支払い義務は契約者（借主）にあります。契約者（借主）が父母等（配偶者を除く）の場合、経済的な援助を受けているとみなします。 - 水光熱費、インターネット、携帯電話代の契約者は自分名義であることが要件です。これらの費用の支払い義務は契約者にあります。契約者が父母等（配偶者を除く）の場合、経済的な援助を受けているとみなします。

よくある質問

Q2	親の扶養を外れる予定（外れてしまった）のため、独立生計者として申請してもいいですか？
A2	扶養を外れたからといって、必ずしも独立生計者として申請する必要はありません。 父母(原則)を家計支持者とした一般申請を行うことも可能です。
Q3	同棲をしています、相手の収入に関する書類も提出が必要ですか？
A3	同居者と生計が別であれば、世帯人数は申請者本人1名となり、書類の提出は必要ありません。 生計が同一であれば、配偶者に準ずるものとして書類の提出が必要となります。

5. 世帯の構成について

Q1	同居をしている（住民票を一緒にしている）祖父母は、申請書に記載する世帯構成員に含まれますか？
A1	世帯の構成員とは、申請者本人と家計支持者（父と母等）、その家計支持者に扶養されている人としています。同居をしていても扶養を外れた祖父母・兄弟姉妹については原則として構成員に含めません。
Q2	扶養されていることは何で判断できますか。
A2	家計支持者の源泉徴収票の「控除対象扶養親族」欄に名前がある方、確定申告書の「配偶者控除」「扶養控除」欄に名前のある方、所得・課税証明書の「扶養控除等の内訳」欄に人数があがっている方が扶養親族となります。
Q3	源泉徴収票に記載のある扶養親族が、就職をしたため扶養から外れました。どうすればよいでしょうか。
A3	【様式 1-②】の世帯構成状況と源泉徴収票等に記載のある扶養親族に相違がある場合は、【別紙 3】申立書に、扶養から外れる方の名前、申請者との続柄、扶養から外れる理由、外れる年月を記載して提出してください。

6. 書類の提出について

Q1	書類の提出はどのようにすればよいですか？
A1	必要書類を揃え、書類受付会場にて書類を提出してください。その際、免除システムから提出日時の予約が必要です。提出日時はキャンパスによって異なります。免除システム、申請要領または大学ホームページより確認してください。
Q2	提出書類はコピーでも良いですか？

よくある質問

A2	申請要領に示された提出書類で、「(写)」の記載のあるものはコピーで結構です。内容が確認できるよう鮮明にコピーしてください。「(写)」の記載のないものは原本を提出してください。
Q3	「(写)」の記載のある書類を原本で提出してもよいですか？
A3	原本でも差し支えありません。 しかし、 一度提出された書類は返却できません ので注意してください。
Q4	【日本人等学部生対象】 給付奨学生に採用されましたが、支援区分の見直しにより「支援対象外」となりました。給付奨学金も止まり、新制度による授業料の減免もなくなりましたので「認定継続申請」の手続きは不要ですか？
A4	手続きが必要です。ホームページの「JASSO 給付奨学生の授業料減免認定申請手続きを行ってください。 給付奨学金に採用されますと、廃止にならない限り給付奨学生の身分は卒業まで継続します。支援区分の見直しにより「支援対象外」から「I or II or III」に変更になった際に、それまでの学期の「認定継続申請」が必要です。よって、「支援対象外」でも毎学期「認定継続申請」の手続きを行ってください。
Q5	【日本人等学部生対象】 給付奨学生に採用されましたが、適格認定により、「廃止」となりました。給付奨学生の身分を失いましたので「認定継続申請」の手続きは不要ですか？ また、高等教育の修学支援制度の授業料減免を今後は受けることができませんか？
A5	手続きは不要です。 また、給付奨学生の身分が「廃止」となった者（過去に給付奨学金を受けたことのある人）は、再び日本学生支援機構給付奨学金に申し込むことができません。よって、高等教育の修学支援制度の授業料減免を受けることはできません。 なお、2019 年度以前入学の日本人等学部学生は、名古屋大学独自の授業料免除である「経過措置」に申請することは可能です。申請の際に、給付奨学生の身分が「廃止」になった証明として「給付奨学生の資格の廃止について」(写)を提出してください。

7. 所得に関する証明書について

Q1	市区町村で発行される所得に関する証明書はどのようなものが必要でしょうか。
A1	所得・課税証明書、所得証明書*、課税証明書、非課税証明書等の名称の証明書となります。 申請時点で最新の 所得・課税証明書を取得してください。（例）前期：令和4年度、後期：令和5年度 給与・給与外所得の収入別金額、配偶者控除、扶養人数、住民税の課税・非課税が明記されている（ 記載省略のない ）必要があります。提出時には、学生番号と申請者本人の氏名を記入してください。 *所得証明書を発行した際、所得以外の項目が非掲載であれば課税証明書も併せて提出してください。
Q2	前年度の所得がなくても所得・課税証明書の提出は必要ですか？
A2	所得がないことの証明にもなりますので提出してください。「非課税証明書」という名称の場合があります。

よくある質問

Q3	父は働いていて収入がありますが、母は無職で無収入です。収入に関する証明書（所得・課税証明等）は父の分だけ提出すればいいですか？
A3	父及び母の収入に関する証明書は、お二人とも必要です。パートや無収入である場合も必ず提出してください。
Q4	母が昨年途中にパートを辞めたのですが、パートであっても退職がわかる書類は必要ですか？
A4	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、昨年途中に退職した場合は、そのことがわかる書類が必要です。退職した勤務先の令和4年分源泉徴収票に退職日の記載のある場合は、それを退職の証明とします。源泉徴収票に退職日の記載の無い場合は、他に退職のわかる書類が必要です。
Q5	母が複数の会社でパートをしています。それぞれの源泉徴収票が必要ですか？
A5	正社員、パートなど雇用形態にかかわらず、勤務先すべての源泉徴収票が必要です。
Q6	父が定年退職後、退職せずに正社員から嘱託社員へと雇用形態が変更になりました。
A6	前年の中途又は当年新たに雇用形態が変更になった場合は、【別紙2】給与見込証明書と、雇用形態が変更になったことがわかる書類（人事異動、発令通知書等）の写しが必要です。
Q7	大学または高等学校に在学中の兄弟姉妹がアルバイトをしています。
A7	就学者は所得に関する証明は必要ありません。ただし、配偶者又は父母が就学者である場合は、就学者であることの証明と併せて所得に関する証明が必要です。
Q8	兄弟姉妹は予備校生ですが、アルバイトをしています。所得に関する証明は必要ですか？
A8	必要ありません。 家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、家計支持者である場合以外は、所得に関する証明は必要ありません。
Q9	「退職証明書」を雇用主から発行してもらえません。
A9	源泉徴収票（写）や雇用保険受給資格書（両面）（写）等、退職日が確認できる書類を提出してください。
Q10	父が昨年の10月から病気の為、休職しています。どのような書類が必要ですか？
A10	勤務先から発行された休職（欠勤）とその期間（始期）がわかる書類の写し、及び休職中の給与がわかる書類（【別紙2】給与見込証明書、傷病手当等）が必要です。

よくある質問

Q11	日本学術振興会特別研究員に4月から採用されたが、提出期間内に採用決定通知書（写）が提出できません。
A11	申請時は「採用見込通知書（写）」を提出し、「採用決定通知書（写）」は発行され次第、提出してください。

8. 特別な事情について

Q1	兄弟姉妹が新入生なので、申請書類提出期間内に【別紙1】在学状況申告書を提出できません。
A1	申請書類提出時に学生支援課へその旨を申し出てください。学生証や在学証明書が発行されるようになったら速やかに提出してください。
Q2	兄弟姉妹（配偶者）ともに名古屋大学生ですが、それぞれ申請書類を提出する必要がありますか？
A2	兄弟姉妹（配偶者）も申請をする場合は、それぞれで申請書類を提出してください。原本の提出が必要な書類は、それぞれ原本が必要になります。
Q3	兄弟姉妹が予備校に通っています。予備校生は就学者ですか？提出が必要な書類はありますか？
A3	予備校生は就学者とは認められません。家計支持者の扶養に入っている場合は世帯構成員に含まれますが、必要な書類はありません。

9. 制度について（日本人等学部学生対象）

Q1	【日本人等学部学生対象】 高等教育の修学支援制度（＝新制度）とはなんですか？
A1	日本人等学部学生を対象とした、2020年度から始まった授業料減免と日本学生支援機構の給付奨学金がセットになった国の新しい制度です。詳細は下記ホームページを確認してください。 日本学生支援機構ホームページ：制度案内(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html) 文部科学省ホームページ：制度概要(https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html) 文部科学省ホームページ：Q&A(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)
Q2	【2019年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 経過措置とはなんですか？
A2	2020年度から授業料免除の制度が新制度へ移行したことに伴い、2019年度まで行っていた大学独自の授業料免除を「経過措置」として、実施しています。対象は2019年度以前入学の日本人等学部学生です。

よくある質問

Q3	【2019 年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 経過措置がよくわかりません。
A3	◎新制度に採用されている場合 新制度の授業料減免の結果と経過措置の免除結果を比べ、新制度の方が免除額が大きい場合は新制度の免除額で決定します。経過措置の方が免除額が大きい場合は、差額を大学にて免除します。 ※新制度の支援区分が第Ⅰ区分の方は、新制度で全額免除となるため経過措置の選考からは除外されます。 例 1 新制度判定が第Ⅱ区分・経過措置判定では半額免除の場合 (半期授業料：267,900 円) 新制度の免除額 > 経過措置の免除額 のため、新制度の免除額となる 〔新制度で 2/3 額免除(178,600 円)、経過措置での免除はなし。最終的な免除額は 178,600 円〕 例 2 新制度判定が第Ⅲ区分・経過措置判定では半額免除の場合 (半期授業料：267,900 円) 新制度の免除額 < 経過措置の免除額 のため、差額分(1/6) を大学で免除し、最終的な免除額は半額免除となる 〔新制度で 1/3 額免除(89,300 円)、経過措置で一部免除(44,650 円)、最終的な免除額は 133,950 円〕 ◎新制度が不採用だった場合・新制度の申込資格がない場合 経過措置のみで授業料免除選考を行い、経過措置判定の結果が授業料免除結果となります。(全額免除 or 半額免除 or 不許可)
Q4	【2019 年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 授業料免除の申請は、新制度のみで大丈夫ですか？必ず経過措置も申請する必要がありますか？
A4	経過措置の申請は必須ではありませんが、新制度と経過措置では選考基準が異なります。新制度に申請結果が不採用となった場合でも、経過措置では免除になる可能性があります。また、新制度の減免額が全額免除以外となった方が経過措置によって免除額が変わる可能性があります。
Q5	【2019 年度以前入学者（日本人等学部学生）対象】 授業料免除の申請は、経過措置のみの申請ができますか？
A5	新制度の申込資格がない学生等については、経過措置のみで選考を行うことがありますが、原則経過措置のみの申請は出来ません。新制度に申請できる学生が新制度に申請せず、経過措置のみを申請してきた場合は経過措置の選考から除外されます。

よくある質問

10. その他

Q1	学力基準や免除の審査基準を教えてください。
A1	学力基準や審査基準については公表していません。
Q2	ひとり親世帯ですが入学料・授業料は免除されますか？
A2	ひとり親世帯であるということだけで免除されることはありません。家計基準・学力基準等の総合的判断で免除を許可しています。
Q3	入学料・授業料共に判定結果が出るまでに納入してもよいでしょうか。
A3	判定結果が出るまでに入学料・授業料を納入した場合、審査の対象外となります。
Q4	前期、授業料を免除されましたが、後期も免除になりますか？
A4	免除になるとは限りません。ご自身の申請内容に変更が無い場合でも、選考は前期分と後期分のそれぞれで行いますので、前期と後期の判定結果が異なる場合があります。
Q5	免除結果はどのようにわかりますか？
A5	入学料免除・徴収猶予および授業料免除の結果通知日の連絡は、本学ホームページおよび掲示板等にてお知らせします。 結果通知は、名古屋大学ポータル▷学務▷履修・成績▷メッセージ宛に通知されます。 入学料免除・徴収猶予の結果は、4月入学は7月中旬、10月入学は12月中旬に通知します。 授業料免除の結果は、前期分は8月上旬、後期分は12月中旬に通知します。各々確認してください。
Q6	入学料免除申請が不許可・2/3額免除・半額免除・1/3額免除（徴収猶予）、授業料免除申請が不許可・2/3額免除・半額免除・1/3額免除になった場合、いつまでに払えばよいですか？
A6	結果通知の際にお知らせする指定の期日までにお支払いください。
Q7	授業料免除を受けているとNHKの受信料が免除になると聞きました。手続き方法を教えてください。
A7	手続き方法はNHKのホームページをご確認いただき、NHKへお問い合わせください。 <参考>NHK：受信料授業料免除対象の学生免除のお手続き https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/StudentNetExp.do?type=2

よくある質問

Q8	授業料免除を受けている証明書が必要です。どこで発行してもらえますか？
A8	所属学部・研究科の事務窓口へ証明書発行申請を行ってください。発行には一週間前後かかりますので必要な場合は前もって申請してください。
Q9	学内のプログラム等で授業料減免を受けるためには、授業料免除申請をするようプログラム元から指示がありました。とりあえず申請してもいいですか？
A9	授業料免除申請するにあたっては責任もって書類を揃え、誠実に問い合わせに対応してください。書類不備や問合せ不対応から生じる申請者本人の不利益について保証はいたしません。
Q10	問合せ先を教えてください。
A10	名古屋大学教育推進部学生支援課奨学支援係 授業料免除担当 gaku-sien3(at)adm.nagoya-u.ac.jp ※ (at) は @ に置き換えてください。 メールでお問い合わせの際は、下記問合せテンプレートをメール本文に貼り付けてご利用ください。 ----- ■申請者情報（全て必須） 所属学部研究科(2023年4月1日時点)： 課程： 氏名： 学生番号(9桁)：（入・進学前で学生証番号が不明な場合は空欄で可） ■問合せ内容： -----